



column

～ 期間限定配信「平時の備えコラム」VOL.2

“災害救助法の改正と避難所支援” ～

今回コラムを担当する群馬県支部の篠原です。

皆様ご承知の通り、2025年5月28日に災害救助法等の改正案が参議院で可決されました。今回の災害救助法改正で最も注目すべきは、「福祉サービスの提供」が法律に明記されたことです。これにより、福祉領域における災害支援活動のあり方が大きく変わるものだと言え、精神保健福祉士の専門性がこれまで以上に重要となります。



災害支援ではDWAT（災害派遣福祉チーム）が能登半島地震でも全国展開されました。私もぐんまDWATに所属し、能登へ派遣されましたが、今回の法改正は、その活動にも大きく影響されるものと言えます。具体的には、これまでは保健・医療が支援の中心でしたが改正後は福祉の支援も国費で賄うことが可能となり、支援の対象が大きく拡大します。これまでのDWATの活動は、原則避難所内で行われていましたが、改正後は要配慮者がどこにいても、適切な福祉サービスを届けることを法的に目指すことになった、というのが大きなポイントです。これにより、災害関連死の防止や必要な医療・介護への連携がより強化されることが期待できます。

また、DWATなどの派遣チームに求められる役割も大きく変化します。これまでの「避難所支援」から「地域・個別支援」へと活動の軸が移り、私たち精神保健福祉士のような福祉専門職の役割は一層重要になります。また、平時から顔の見える支援体制の構築が不可欠となると考えています。

ここからは避難所で行う支援についてもおさらいしたいと思います。避難所という特殊な環境下で、私たちが果たすべき役割は多岐にわたります。DWATのチーム員として、日本協会の構成員として、以下の視点が重要となります。

【福祉ニーズの把握】 避難者一人ひとりの生活・健康・心理面の課題、特に要配慮者のアセスメントを行います。

【相談支援】 避難生活でのストレスや不安、既往歴のある方の再発予防に関する相談に対応します。必要に応じて医療・保健チームと連携し、精神的ケアや継続的支援へつなぐことも重要な役割です。

【環境整備】 プライバシーの確保、落ち着けるスペースの設置、騒音や光への配慮など、精神的安定を意識した避難所環境を構築します。

【多職種連携】 福祉避難所への誘導や受け入れ調整を行います。医療・保健・リハビリ・行政など他職種と連携し、複雑な課題にチームで対応していきます。

【専門性】 精神疾患や発達障害、多様な精神保健課題に対し、専門的なアセスメントを行います。また避難所でのコミュニティを通じて、メンタルヘルスやセルフケアを支援します。

最後に、避難所での支援活動は、チームの多様性を活かしつつ、「心のケア」「社会的孤立の防止」「継続的支援へのつなぎ」を軸に、個別性の高い支援を提供していくことが求められます。

平時の活動として災害支援という共通のテーマでスキルアップできればと考えております。これからもさまざまな情報発信を行いますので、ご覧いただければと思います。ありがとうございました。

Editor's note

災害支援体制整備・復興支援委員会
委員 篠原 智哉（群馬県支部）

MHSW15年目。災害支援に関わったのはぐんまDWATの登録研修を受けてからなので、7年経過しました。DWATに登録する前は全く災害支援に関わることはありませんでしたが、登録研修を受けてからは3回の派遣に関わらせていただいたり、養成研修やスキルアップ研修の講師として関わらせていただいたりしています。

避難所の支援で多職種の方と意見交換をさせてもらえると平時の業務でも生きる考え方を学べると感じております。

